

酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領等新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>別紙1</p> <p>酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領</p> <p>第1 都道府県計画 〔略〕</p> <p>1 都道府県計画の作成に当たっての留意事項</p> <p>(1) 確実な実施と進捗管理が行える計画 酪農及び肉用牛生産の生産基盤の強化が最優先の課題であることを踏まえ、基本方針に示された「対応・取組」も参考に、各都道府県の実情等に応じて、対応の必要性の高い施策及び取組について、確実に実施できるよう具体的に記述するものとする。 また、計画の早期の実施と進捗管理を行うことができるよう、施策及び取組を記述するものとする。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 資料の整備 都道府県計画の作成に当たっては、その基礎資料とするため、次の事項について可能な限り市町村別に資料を整備するものとし、特に、近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標を作成するために、十分な調査を行うものとする。 ア 乳牛及び肉用牛の飼養状況（飼養戸数、飼養頭数、1戸当たり平均飼養頭数） イ 生乳及び肉用牛の生産及び流通状況（生乳の生産及び出荷販売状況、雌子牛、肥育素牛及び肥育牛の生産及び出荷販売状況） ウ 飼料生産状況 エ 酪農及び肉用牛経営の状況（新規就農者数、離農農家数、法人化の状況（法人数、従業員数等）等）</p> <p>(4) 計画期間 都道府県計画は、平成37年度までの期間につき作成するものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 都道府県計画の記載上の注意</p> <p>(1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針については、各都道府県の酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の情勢、担い手の育成と労働負担の軽減に向けた対応、乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応、国産飼料生産基盤の確立、家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化、畜産クラスターの取組等による畜産と地域の活性化、畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、ニーズを踏まえた生産・供給の推進等についての基本的な考え方を記述するものとする。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標については、各都道府県及びその周辺の都道府県で実際に行われている取組を踏まえ、基本方針の第3の2の(1)の「酪農経営」、同(2)の「肉用牛経営」及び各経営指標の表中「経営類型の特徴」</p>	<p>別紙1</p> <p>酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領</p> <p>第1 都道府県計画 〔略〕</p> <p>1 都道府県計画の作成に当たっての留意事項</p> <p>(1) 関連計画等との調整 都道府県計画については、家畜改良増殖計画、農業振興地域整備基本方針、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等酪農及び肉用牛生産に関連する他の計画との関係に十分配慮し、これらの計画相互間の調整を図るものとする。 なお、都道府県計画の立案部局は、その作成に当たって、あらかじめ関係部局の意見を聴くものとする。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 資料の整備 都道府県計画の作成に当たっては、その基礎資料とするため、次の事項について市町村別に資料を整備するものとし、特に、近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標の作成に必要な事項については、十分な調査を行うものとする。 ア 乳牛及び肉用牛の飼養状況（飼養戸数、飼養頭数、1戸当たり平均飼養頭数） イ 生乳及び肉用牛の生産及び流通状況（生乳の生産及び出荷販売状況、雌子牛、肥育素牛及び肥育牛の生産及び出荷販売状況） ウ 飼料生産状況（飼料供給地面積、乳牛換算1頭当たり飼料供給地面積等）</p> <p>(4) 計画期間 都道府県計画は、平成32年度までの期間につき作成するものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 都道府県計画の記載上の注意</p> <p>(1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針については、当該都道府県の農業振興を図る上での酪農及び肉用牛生産の役割・機能、6次産業化の取組等による持続可能な酪農及び肉用牛生産への転換、資源循環型で環境負荷軽減に資する自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産への転換、消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通と畜産に対する国民の理解の確保等についての基本的な考え方を記述するものとする。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標については、酪農及び肉用牛生産の持続的発展を図るため、小規模な家族経営を含めた、意欲あるすべての経営が主体性と創意工夫を發揮し、経営を発展させるよう促していくことを旨として、一定の立地条件の</p>

の記載方法を参考に、飼養形態や飼料生産体系等に係る様々な具体的な取組を経営類型ごとに特定した上で、それらの取組の結果実現し得る姿としての収益性の向上を示すものとして設定する。

具体的には、外部支援組織の活用や省力化機械の導入等を通じた労働負担の軽減・規模拡大、放牧の活用や飼料用米等の国産飼料の生産・利用の拡大を通じた飼料の安定確保・コスト低減、6次産業化やブランド化等を通じた販売額の増加等の取組を織り込むものとする。

指標の設定に際し、自然的経済的条件を異にするため、同一の指標を設定することが適当でない場合には、各指標ごとに、それぞれの条件に応じて区域区分を行い、その区分ごとに指標を設定するものとする。

この場合には、生乳の生産数量の目標、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標、乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、飼料の自給率の向上に関する事項等についても指標の区域区分に従って記載するものとする。

(4) 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項については、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の数値目標に加えて、基本方針の第1のⅡの1の(2)の「乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応」の各項目の「対応・取組」を参考に、各都道府県の実情等に応じて、飼養規模の拡大及び生産性の向上に資する取組について具体的に記述するものとする。

(5) 飼料の自給率の向上に関する事項については、飼料自給率の数値目標に加えて、基本方針の第1のⅡの1の(3)の「国産飼料生産基盤の確立」の各項目の「対応・取組」を参考に、各都道府県の実情等に応じて、国産飼料の生産・利用の拡大及び飼料費の低減に資する取組について具体的に記述するものとする。

(6) 集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項のうち集送乳の合理化については、更なる農業協同組合連合会・単位農協等の再編整備や指定生乳生産者団体における貯乳施設の再編整備等、集送乳業務の指定生乳生産者団体への集約・一元化に関する具体的な措置について記述するものとする。

また、乳業の合理化については、HACCPを導入した高度な衛生管理水準を備えた乳業施設への再編・合理化の促進、牛乳・乳製品の安全性の向上や需要拡大等のための具体的措置について記述するものとする。

肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項のうち肉用牛の流通合理化については、肉用牛の生産・流通構造の変化及び地域の実情に応じた家畜市場の再編整備・機能高度化等、牛肉の流通の合理化については、広域的な産地食肉処理施設の再編整備・大規模化、食肉処理の自動化・省力化システムの開発・導入、食肉処理施設における安全性向上のための処理・加工技術の高度化、産地食肉センターにおける部分肉流通の促進、食肉卸売市場の整備、食肉処理におけるHACCP導入の促進、国産牛肉の需要拡大、業務・加工分野における需要拡大等のための具体的な措置について記述するものとする。

下での多様な酪農及び肉用牛経営の展開に資するよう、飼養形態や飼料生産体系等に係る様々な具体的な取組を経営指標として設定するものとする。

具体的には、規模拡大による経営の効率化のみではなく、家畜改良や飼養管理技術の向上を通じた生産性の向上を踏まえつつ、6次産業化による付加価値の向上、地域の飼料資源を含めた国産飼料の積極的な活用、ヘルパー、コントラクター、TMRセンター等の支援組織の活用等を通じた作業の外部化による省力化等の取組を織り込んで設定するものとする。

なお、経営概要のうちふん尿処理方式及び生産性指標のうち土・草に係る事項については、自給飼料基盤に立脚した資源循環型の酪農及び肉用牛生産の振興を旨として、経営方式ごとに地域の実情に即した基本的な指標を提示するものとする。

指標の設定に際し、自然的経済的条件を異にするため、同一の指標を設定することが適当でない場合には、各指標ごとに、それぞれの条件に応じて区域区分を行い、その区分ごとに指標を設定するものとする。

この場合には、生乳の生産数量の目標、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標、乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、飼料の自給率の向上に関する事項等についても指標の区域区分に従って記載するものとする。

(4) 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項については、生産コストの低減や省力化のために、多様な経営がそれぞれの経営形態に応じた取組を行う必要があるものの、飼養規模の拡大が1頭当たり労働費の低減を図る手段となることを踏まえ、乳牛については、規模や管理方式に応じた新しい飼養管理技術の活用、牛群検定の普及促進、自給飼料中心の飼料給与体系への転換を通じた生産性の向上等に、肉用牛については、遺伝的能力を十分に発揮するための飼養管理技術の改善、地域の飼料資源等を活用した品種特性に応じた肉用牛の生産の推進、自給飼料中心の給与体系への転換を通じた生産性の向上等に重点をおいた具体的措置について記述するものとする。

(5) 飼料の自給率の向上に関する事項については、稲発酵粗飼料、飼料用米等飼料作物の生産・利用拡大、コントラクター、TMRセンター等飼料生産支援組織の育成・活用、粗飼料の広域流通体制の構築、資源循環型社会への貢献を念頭において耕畜連携の強化及びエコフィードの生産・利用拡大、草地の整備改良、放牧の促進、稲わら等未利用資源の利用促進等具体的措置について記述するものとする。

(6) 集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項のうち集送乳の合理化については、指定生乳生産者団体の一層の機能強化を図ることが重要であることから、更なる農業協同組合連合会・単位農協等の再編整備や指定生乳生産者団体における貯乳施設の再編整備等、集送乳業務の指定生乳生産者団体への集約・一元化に関する都道府県の具体的な措置について記述するとともに、生産者団体による計画生産の円滑な実施を通じ、需要に応じた生産を推進していく必要があることを踏まえ、生乳の効果的な用途別計画生産の着実な実施、(季節間の需給変動、生乳流通の広域化等に的確に対応した効率的な生乳流通システムの構築等による)需給見通しの精緻化に基づいた需給調整機能の強化について記述するものとする。

また、乳業の合理化については、生乳流通の広域化の進展、飲用牛乳市場の縮小等を踏まえ、酪農経営の創意工夫を活かした多様な生産形態に対応した流通体制の構築に配慮しつつ、製造販売コストの低減、品質の向上及び衛生対策の高度化を推進するため、計画的な乳業工場の整理・統合等具体的措置について記述するものとする。

さらに、牛乳・乳製品の安全性の確保については、HACCP手法の導入等具体的な措置について、牛乳・乳製品の需要の拡大については、消費者の多様なニーズに対応して、牛乳・乳製品の機能性・有用性等に着目した需要拡大のための具体的措置について

(7) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項については、次のとおりとする。

- ① 酪農及び肉用牛経営における新規就農及び離農の動向、法人化の状況等担い手の状況について可能な限り定量的に記述するとともに、基本方針の第1のⅡの1の(1)の「担い手の育成と労働負担の軽減」の各項目の「対応・取組」を参考に、各都道府県の実情等に応じて、担い手の育成・確保、労働負担の軽減に資する取組について具体的に記述する。
- ② 都道府県において展開が想定される畜産クラスターの継続的な取組や質の向上について、都道府県計画の推進に資するものとして、
 - (i) 畜産クラスターの推進の基本的な考え方
 - (ii) 地域や畜種ごとに重点を置く取組内容等（例えば、「地域での肉用牛頭数の拡大のため、キャトル・ブリーディング・ステーションの整備を進め、地域で繁殖・育成を集約化する体制を構築する」等）
 - (iii) 畜産クラスターを推進するための各都道府県独自の方策等を具体的に記述する。
- ③ その他必要な事項について記述する。

4 協議の手続等

法第2条の3第4項の規定に基づいて、農林水産大臣に協議しようとするときは、別記様式第2号の協議書に当該計画（変更の場合は、当該変更に係る部分）及び別記様式第3号の説明書を添えて地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して（北海道にあっては直接）農林水産大臣に提出するものとする。

なお、原則として、地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）への提出は、平成27年12月28日までに行うものとし、農林水産大臣は、提出を受けた計画に係る協議について、平成28年1月25日までに回答を行うものとする。

第2 市町村計画

〔略〕

1 市町村計画の作成に当たっての留意事項

(1) 確実な実施と進捗管理が行える計画

酪農及び肉用牛生産の生産基盤の強化が最優先の課題であることを踏まえ、基本方針に示された「対応・取組」も参考に、各市町村の実情等に応じて、対応の必要性の高い施策及び取組について、確実に実施できるよう具体的に記述するものとする。また、計画の早期の実施と進捗管理を行うことができるように、施策及び取組を記述するものとする。

(2) 〔略〕

記述するものとする。

肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項については、家畜市場の再編整備と機能の高度化、肉用牛の地域内一貫生産の推進、広域的な産地食肉処理施設の再編整備・大規模化、食肉処理の自動化・省力化システムの開発・導入、食肉処理施設における安全性向上のための処理・加工技術の高度化、産地食肉センターにおける部分肉流通の促進、食肉卸売市場の整備、HACCP手法を取り入れた食肉処理の推進、国産牛肉の需要拡大、業務・加工分野における需要拡大等のための具体的な措置について記述するものとする。

(7) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項については、具体的措置について記述するものとする。

4 協議の手続等

法第2条の3第3項の規定に基づいて、農林水産大臣に協議しようとするときは、別記様式第2号の協議書に当該計画（変更の場合は、当該変更に係る部分）及び別記様式第3号の説明書を添えて地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して（北海道にあっては直接）農林水産大臣に提出するものとする。

なお、原則として、地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）への提出は、平成23年2月28日までに行うものとし、農林水産大臣は、提出を受けた計画に係る協議について、平成23年3月25日までに回答を行うものとする。

第2 市町村計画

〔略〕

1 市町村計画の作成に当たっての留意事項

(1) 関連計画等との調整

市町村計画については、農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等酪農及び肉用牛生産に関連する他の諸計画との関係に十分に配慮し、これらの計画相互間の調整を図るものとする。

なお、市町村計画の立案部局は、その作成に当たって、あらかじめ、関係部局の意見を聴くものとする。

(2) 〔略〕

(3) 資料の整備

市町村計画の作成に当たっては、その基礎資料とするため、次の事項について資料を整備するものとし、特に、酪農経営及び肉用牛経営の改善の目標の作成の観点から、十分な調査を行うものとする。

- ア 乳牛及び肉用牛の飼養状況（飼養戸数、飼養頭数、1戸当たり平均飼養頭数）
- イ 生乳及び肉用牛の生産及び流通状況（生乳の生産及び出荷販売状況、雌子牛、肥育素牛及び肥育牛の生産及び出荷販売状況）
- ウ 飼料生産状況
- エ 酪農及び肉用牛経営の状況（新規就農者数、離農農家数、法人化の状況（法人数、従業員数等）等）

(4) 計画期間

市町村計画は、平成37年度までの期間につき作成するものとする。

2 [略]

3 市町村計画の基本的考え方

(1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針には、各市町村の酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の情勢、担い手の育成と労働負担の軽減の軽減に向けた対応、乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応、国産、飼料基盤の確立、家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化、畜産クラスターの取組等による地域の活性化、畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、ニーズを踏まえた生産・供給の推進についての基本的な考え方を記述するものとする。

(2) [略]

(3) 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標については、各市町村及びその周辺の市町村で実際に取り組まれている取組を踏まえ、基本方針の第3の2（1）の「酪農経営」、同（2）の「肉用牛経営」及び各経営資料の表中「経営類型の特徴」の記載方法を参考に、飼養形態や飼料生産体系等に係る様々な具体的な取組を経営類型ごとに特定した上で、それらの取組の結果実現し得る姿として収益性の向上を示すものとする。

具体的には、外部支援組織の活用や省力化機械の導入等を通じた労働負担の軽減・規模拡大、放牧の活用や飼料用米等の国産飼料の生産・利用の拡大を通じた飼料の安定確保・コスト低減、6次産業化等やブランド化を通じた販売額の増加等の取組を織り込むものとする。

目標の設定に際し、自然的経済的条件を異にするため、同一の目標を設定することが適当でない場合には、各目標ごとに、それぞれの条件に応じて区域区分を行い、その区分ごとに目標を設定するものとする。

この場合には、生乳の生産数量の目標、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標、乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、飼料の自給率の向上に関する事項等についても目標の地域区分に従って記載するものとする。

(3) 資料の整備

市町村計画の作成に当たっては、その基礎資料とするため、次の事項について市町村における資料を整備するものとし、特に、酪農経営及び肉用牛経営の改善の目標の作成に必要な事項については、十分な調査を行うものとする。

- ア 乳牛及び肉用牛の飼養状況（飼養戸数、飼養頭数、1戸当たり平均飼養頭数）
- イ 生乳及び肉用牛の生産及び流通状況（生乳の生産及び出荷販売状況、雌子牛、肥育素牛及び肥育牛の生産及び出荷販売状況）
- ウ 飼料生産状況（飼料供給地面積、乳牛換算1頭当たり飼料供給地面積等）

(4) 計画期間

市町村計画は、平成32年度までの期間につき作成するものとする。

2 [略]

3 市町村計画の基本的考え方

(1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針には、当該市町村の農業振興を図る上での酪農及び肉用牛生産の役割・機能、6次産業化の取組等による持続可能な酪農及び肉用牛生産への転換、資源循環型で環境負荷軽減に資する自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産への転換、消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通と畜産に対する国民の理解の確保等についての基本的な考え方を記述するものとする。

(2) [略]

(3) 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標については、酪農及び肉用牛生産の持続的発展を図るため、小規模な家族経営を含めた、意欲あるすべての経営が主体性と創意工夫を發揮し、経営を発展させるよう促していくことを旨として、市町村内あるいは都道府県計画における同一区域内の市町村において、一定の立地条件の下での多様な酪農及び肉用牛経営の展開に資するよう、飼養形態や飼料生産体系等に係る様々な具体的な取組を経営指標として設定するものとする。

具体的には、規模拡大による経営の効率化のみではなく、家畜改良や飼養管理技術の向上を通じた生産性の向上を踏まえつつ、6次産業化による付加価値の向上、地域の飼料資源を含めた国産飼料の積極的な活用、ヘルパー、コントラクター、TMRセンター等の支援組織の活用等を通じた作業の外部化による省力化等の取組を織り込んで設定するものとする。

なお、飼料生産に係る部分については、稻発酵粗飼料や飼料用米等の飼料作物の生産拡大、コントラクター等飼料生産支援組織の育成・活用等を通じた飼料の自給率の向上を実現する目標を示すものとし、効率的な飼料生産作業単位に焦点を当たした指標として設定するものとする。

また、環境に係る部分については、農業の自然循環機能の維持増進を図る観点から、家畜排せつ物のたい肥化又は液肥化を基本とし、適正かつ効率的な処理・利用に焦点を当たした指標として設定するものとする。

目標の設定に際し、自然的経済的条件を異にするため、同一の目標を設定することが適当でない場合には、各目標ごとに、それぞれの条件に応じて区域区分を行い、その区分ごとに目標を設定するものとする。

この場合には、生乳の生産数量の目標、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標、乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、飼料の自給率の向上に関する事項等についても目標の地域区分に従って記載するものとする。

(4) 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項については、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の数値目標に加えて、基本方針の第1のIIの1の(2)の「乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応」の各項目の「対応・取組」を参考に、各市町村の実情等に応じて、飼養規模の拡大、生産性の向上に資する取組について具体的に記述するものとする。

(5) 飼料の自給率の向上に関する事項については、飼料自給率の数値目標に加えて、基本方針の第1のIIの1の(3)の「国産飼料生産基盤の確立」の各項目の「対応・取組」を参考に、各市町村の実情等に応じて、国産飼料の生産・利用の拡大、飼料費の低減に資する取組について具体的に記述するものとする。

(6) 生乳の生産者の集送乳の合理化のための措置については、生乳の効率的な用途別計画生産の実施、指定生乳生産者団体が主体となって行う流通の安定とコスト低減を図るための取組を推進する観点から、市町村における具体的な措置について記述するものとする。

肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化の措置については、肉用牛の共同出荷体制の整備の推進のための措置等について具体的に記述するものとする。

(7) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項については、次のとおりとする。

① 酪農及び肉用牛経営における新規就農及び離農の動向、法人化の状況等担い手の状況について可能な限り定量的に記述するとともに、基本方針の第1のIIの1の(1)の「担い手の育成と労働負担の軽減」の各項目の「対応・取組」を参考に、各市町村の実情等に応じて、担い手の育成・確保、労働負担の軽減に資する取組について具体的に記述する。

② その他必要な事項について記述する。

(8) [略]

4 協議の手続等

法第2条の4第4項において準用する法第2条の3第4項の規定により、都道府県知事に協議しようとするときは、別記様式第5号の協議書に当該計画（変更の場合は、当該変更に係る部分）及び別記様式第6号の説明書を添えて都道府県知事に提出するものとする。

なお、協議については、原則として平成28年4月30日までに終了するよう努めるものとする。

第3 その他

1 都道府県知事は、市町村計画を作成することができる市町村の基準（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則（昭和29年農林省令第51号）第2条の2）に適合する市町村については、市町村計画を作成するよう当該市町村に対し助言することができるものとする。

この場合、酪農及び肉用牛生産の双方に関する事項をその内容とする市町村計画を作成することができる市町村については、市町村長に対し、当該市町村計画を作成する

(4) 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大のための措置については、生産コストの低減や省力化のために、多様な経営がそれぞれの経営形態に応じた取組を行う必要があるものの、飼養規模の拡大が1頭当たり労働費の低減を図る手段となることを踏まえ、乳牛については、規模や管理方式に応じた新しい飼養管理技術の活用、牛群検定の普及促進、自給飼料中心の飼料給与体系への転換を通じた生産性の向上等に、肉用牛については、遺伝的能力を十分に發揮するための飼養管理技術の改善、地域の飼料資源等を活用した品種特性に応じた肉用牛の生産の推進、自給飼料中心の給与体系への転換を通じた生産性の向上等に重点をおいた具体的な措置について記述するものとする。

(5) 飼料の自給率の向上のための措置については、稲発酵粗飼料、飼料用米等飼料作物の生産・利用拡大、コントラクター、TMRセンター等飼料生産支援組織の育成・活用、粗飼料の広域流通体制の構築、資源循環型社会への貢献を念頭において耕畜連携の強化及びエコフィードの生産・利用拡大、草地の整備改良、放牧の促進、稲わら等未利用資源の利用促進等具体的な措置について記述するものとする。

(6) 生乳の生産者の集送乳の合理化のための措置については、需要に即した生乳の生産により生乳需給の安定を図ることが一層重要となっていることを踏まえ、生乳の効率的な用途別計画生産の実施、需給見通しの精緻化に基づいた需給調整機能の強化、指定生乳生産者団体が主体となって行う流通の安定とコスト低減を図るための取組を推進する観点から、市町村における具体的な措置について記述するものとする。

肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化の措置については、肉用牛の地域内一貫生産の推進及び肉用牛の共同出荷体制の整備の推進のための措置等について具体的に記述するものとする。

(7) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項については、具体的な措置について記述するものとする。

(8) [略]

4 協議の手続等

法第2条の4第3項において準用する法第2条の3第3項の規定により、都道府県知事に協議しようとするときは、別記様式第5号の協議書に当該計画（変更の場合は、当該変更に係る部分）及び別記様式第6号の説明書を添えて都道府県知事に提出するものとする。

なお、協議については、原則として平成23年5月31日までに終了するよう努めるものとする。

第3 その他

1 都道府県知事は、市町村計画を作成することができる市町村の基準（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則（昭和29年農林省令第51号）第2条の2）に適合する市町村については、当該市町村計画を作成するよう当該市町村に対し助言するものとする。

この場合、酪農及び肉用牛生産の双方に関する事項をその内容とする市町村計画を作成することができる市町村については、市町村長に対し、当該市町村計画を作成するよう助言するものとする。

るよう助言するものとする。

2 別記様式第1号及び様式第4号における「現在」欄については、原則として、平成25年度における「畜産統計」「畜産物流通統計」「作物統計」「耕地及び作付面積統計」等の各種統計を用いて記入し、「目標」欄については、平成37年度とする。

なお、記入時点については、「現在」及び「目標」欄とも期首（例えば2月1日）の数値とするが、「生乳の生産数量」「肉用牛の生産及び出荷頭数」等期間を伴う数値については、期間内数値（会計年度）を記入するものとする。

（参考）「現在」

家畜の飼養頭数、戸数	平成26年2月1日現在
生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等	平成25年度（4月～3月）
面積等	平成25年度調査における各種資料
「目標」	
家畜の飼養頭数、戸数	平成38年2月1日現在
生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等	平成37年度（4月～3月）

別記様式第1号
表紙 〔略〕

目次

I～IV 〔略〕

V 飼料の自給率の向上に関する事項

〔1～4は削除〕

VI 〔略〕

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

- 1 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置
- 2 畜産クラスターの推進方針
- 3 その他必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
〔略〕

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
〔表は略〕

（注）1. 必要に応じて、自然的経済的条件に応じた区域区分を行い、市町村をもって区域の範囲を表示すること。

また、以下の諸表における区域区分もこれと同じ範囲によること。

- 2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
- 3. 「目標」欄には計画期間の平成37年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成25年度の数値を記入すること。以下、諸表において同じ。
- 4. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標
〔略〕

2 別記様式第1号及び様式第4号における「現在」欄については、原則として、平成20年度における「畜産統計」「畜産物流通統計」「作物統計」「耕地及び作付面積統計」等の各種統計を用いて記入し、「目標」欄については、平成32年度とする。

なお、記入時点については、「現在」及び「目標」欄とも期首（例えば2月1日）の数値とするが、「生乳の生産数量」「肉用牛の生産及び出荷頭数」等期間を伴う数値については、期間内数値（会計年度）を記入するものとする。

（参考）「現在」

家畜の飼養頭数、戸数	平成21年2月1日現在
生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等	平成20年度（4月～3月）
面積等	平成20年度調査における各種資料
「目標」	
家畜の飼養頭数、戸数	平成33年2月1日現在
生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等	平成32年度（4月～3月）

別記様式第1号
表紙 〔略〕

目次

I～IV 〔略〕

V 飼料の自給率の向上に関する事項

- 1 飼料需要見込量
- 2 飼料給与
- 3 飼料供給計画
- 4 飼料基盤の確保等

VI 〔略〕

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
〔略〕

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
〔表は略〕

（注）1. 区域名は、第1の（3）に定めるところにより行った区域区分とし、区域の範囲は市町村をもって表示すること。

また、以下の諸表における区域区分もこれと同じ範囲によること。

- 2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
- 3. 「目標」欄には計画期間の平成32年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成20年度の数値を記入すること。以下、諸表において同じ。
- 4. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標
〔略〕

III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

方式名 経営形態	経営概要								生産性指標				備考	
	飼養形態				飼料生産				牛	土・草				
	経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(うち放牧地)	作付体系	外部化	作付延べ面積	1頭当たり乳量	更新産牛	10a	経営内粗飼料給与率	たい肥利用法	
現在目標	頭以上							(ha)		ha	kg以上	産次以上	%以上	
現在目標														

(注) 「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。

III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

方式名 〔特徴となる取組の概要〕	経営概要				生産性指標										備考					
	飼養形態				牛		飼料						人							
	経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付け体系及び単収	作付延べ面積	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産)	粗飼料給与率(割合)	堆肥利用率割合	生産コスト	労動	経営			
	頭				(ha)	kg	産次	kg	ha		%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円

(注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。

2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の表のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。

3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

(2) 肉専用種(又は乳用種・交雑種) 肥育経営

目標													
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には肉専用繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。

(2) 肉用牛（肥育・一貫）経営

方式名 〔特徴となる取組の概要〕	経営概要				生産性指標														備考					
	飼養形態		牛												飼料		人							
	経営形態	飼養頭数	飼養方式	給与方式	肥育開始月	出荷月	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付け体系及び単収	作付延べ面積	外部化	購入国	飼料自給率	粗飼料	経営内	生産コスト	労動	経営					
	頭				ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	kg	ha			%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	

(注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。

2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜産は含めないものとする。

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 〔略〕

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

第1の3の(4)の記載上の注意を参照の上、基本方針の第1のIIの1の(2)の「乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応」の各項目の「対応・取組」を参考に、当該都道府県の実情等に応じて、飼養規模の拡大、生乳生産量の増加に向けて、重点的な取組分野とその内容等について具体的に記述すること。

2 肉用牛

(1) 〔略〕

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

第1の3の(4)の記載上の注意を参照の上、基本方針の第1のIIの1の(2)の「乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応」の各項目の「対応・取組」を参考に、当該都道府県の実情等に応じて、飼養規模の拡大、生産性の向上に向けて、重点的な取組分野とその内容等について、対象（肉専用種繁殖経営、肉専用種肥育経営、乳用種・交雑種肥育経営及び一貫経営）を明らかにした上で、具体的に記述すること。また、キ

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 〔略〕

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

第1の3の(4)の乳牛についての記載上の注意を参照の上、記述すること。

2 肉用牛

(1) 〔略〕

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

第1の3の(4)の肉用牛についての記載上の注意を参照の上、肉専用種繁殖経営、肉専用種肥育経営、乳用種・交雑種肥育経営及び一貫経営ごとに記述すること。

ヤトル・ブリーディング・ステーション等繁殖・育成拠点の整備状況（施設数、利用農家数、受託頭数等）と見通しについて、可能な限り定量的に記述すること。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

飼料自給率	現在		目標（平成37年度）	
	乳用牛	%	肉用牛	%
飼料作物の作付延べ面積	ha		ha	

2 具体的措置

第1の3の（5）の記載上の注意を参考の上、各都道府県において重点化する取組を中心可能な限り具体的に記述すること。

（記載例）

- ・優良品種を活用した草地改良等の実施により、単収を○kg/10aから○kg/10aへ増加させる。
- ・青刈りとうもろこし、ソルゴー等の高栄養作物の作付面積を○○haから○○haへ増加させる。
- ・コントラクターを活用した省力的な収穫作業やTMRセンターへの安定的な供給を推進する。
- ・肉用繁殖牛を荒廃農地、水田へ放牧することによって飼料費の低減を図り、平成37年度には放牧面積○○haを目指す。
- ・飼料用米の生産・利用を図るため、畜産農家における保管・利用施設の整備を行う。
- ・エコフィードの生産利用については、○○、○○の連携による利用体制を整備することにより○○の活用を進め、生産量（県外に供給される分も含む）を○○TDNkgから○○TDNkgへの増加を目指す。
- ・飼料の流通基盤の強化については、県内で増産される○○トンの飼料用米の効率的な利用が可能となるよう出荷施設や配合飼料工場の受入・加工施設等の整備を行う。

[削除]

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料需要見込量（目標年度）

区分	頭数	1頭当たり 年間必要TDN量	粗飼料給与率	粗飼料自給率		都道府県内産飼料から 供給されるTDN量			飼料自給率	現在の 飼料自 給率	備考	
				うち良質	うち低質	うち良質	うち低質	うち良質	うち低質	粗飼料	濃厚飼料	計
乳牛	頭数	kg	kg	%	%	%	%	kg	kg	kg	kg	%
成牛												
育成牛												
計												
肉牛	頭数	kg	kg	%	%	%	%	kg	kg	kg	kg	%
繁殖雌牛												
育成牛												

(注) 1. 区域ごとに記載する必要がある場合にあっては、区域ごとに記載すること。
2. ①の頭数は、年間平均常時飼養頭数を記載すること。
3. 育成牛は、繁殖用に供する目的で飼養しているもので繁殖雌牛以外のものをいう。
4. 供給TDN量については県外に供給される分も含む。

2 飼料給与

(1) 飼料給与

		現 在	日 標
都道府県内産飼料	粗飼料		TDNkg
	牧草類(良質粗飼料)		
	稻発酵粗飼料(WCS)		
	野草		
	稻わら		
	その他		
	濃厚飼料		
	飼料用米		
	エコフィード等		
	その他		
合 計			
都道府県外産飼料	粗飼料		TDNkg
	輸入品		
	濃厚飼料		
	飼料用米		
	エコフィード等		
	輸入品		
	合 計		

(注) 1. 都道府県全体の数値を記入すること。

2. 食料・農業・農村基本計画における平成32年度の粗飼料自給率は100%を目指としているため、これとの整合性を図る観点からすれば、上表の中の粗飼料のうち輸入品の目標は、ゼロとすることが望ましい。

（2）具体的措置

〔削除〕

エコフィード（動物性タンパク質を除く。）の飼料としての利用促進のための具体的事項を記述すること。

〔削除〕

3 飼料供給計画
(1) 飼料供給計画

区域名	区分	現在(平成 年)												目標(平成 年)												備考	
		飼料作物の作付面積				放牧面積				稲わら	飼料供給地面積	乳牛換算1頭当たり	飼料用米作付け面積	飼料作物の作付面積				放牧面積				稲わら	飼料供給地面積	乳牛換算1頭当たり	飼料用米作付け面積		
		田	稲発酵粗飼料(WCS)	畑	普通牧草地	田	畑	野草地	小計					田	畑	野草地	小計	田	畑	野草地	小計						
	作付面積(ha)																										
	野草地等面積(ha)																										
	生産量(t)																										
	生産量のTDN換算量(t)																										
	10a当たり生産量(t)																										
	10a当たりTDN量(t)																										
合計	作付面積(ha)																										
	野草地等面積(ha)																										
	生産量(t)																										
	生産量のTDN換算量(t)																										
	10a当たり生産量(t)																										
	10a当たりTDN量(t)																										
	(注) 1. TDN換算量の諸元を備考欄に記入すること。																										
	2. 稲わらの面積の欄は利用面積、生産量の欄は飼料としての利用量を記入すること。																										

〔削除〕

（2）具体的措置

- ア 稲発酵粗飼料や飼料用米等の飼料作物の作付け拡大を図るための具体的な方法について記述すること。
- イ コントラクターやTMRセンター等飼料生産組織の育成や粗飼料の広域流通体制の構築を図るための具体的な方法について記述すること。
- ウ 放牧の推進を図るための具体的な方法について記述すること。
- エ 国産稻わら等未利用資源の飼料利用の拡大を図るための具体的な方法について記述すること。

〔削除〕

4 飼料基盤の確保等

1) 飼料基盤の造成・整備計画

(单位: ha)

(注) その他は、野草地や放牧に利用される林地等

〔削除〕

(2) 具体的措置

酪農及び肉用牛経営の農地の集積・団地化の推進を図るための具体的方法について記述すること。

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

第1の3の(6)の集送乳の合理化についての記載上の注意を参照の上、都道府県の実情を踏まえ、指定生乳生産者団体による取組との整合性及び他の都道府県との連携も考慮しながら、単位農協等の再編整備、貯乳施設の再編整備等の具体的措置について、可能な限り定量的な目標とともに記述すること。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

[表は略]

(2) 具体的措置

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

集送乳の現状における問題点を改善するとともに、指定生乳生産者団体が主体となって行う生乳流通の安定とコスト低減を図るための取組を推進する措置として、都道府県の実情を踏まえ、当該指定生乳生産者団体による取組との整合性及び他の都府県との連携も考慮しながら、集送乳路線の合理化、貯乳施設の再編整備、生乳検査施設の整備等の具体的措置について、可能な限り定量的に記述すること。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化及び具体的措置

乳業工場の工場数、規模、立地の適正化、効率的施設への転換等について記述するとともに、牛乳・乳製品の製造コストの低減目標についても記述すること。

また、併せて、乳業施設の合理化については、具体的措置を記述すること。

〔表は略〕

(2) 牛乳・乳製品の安全性の確保

第1の3の(6)の乳業の合理化についての記載上の注意を参考の上、記述すること。特に、乳業施設の更新が遅れている中小・農協系乳業におけるするHACCPを導入した施設への再編・合理化を促進する具体的措置について、可能な限り定量的な目標とともに記述すること。

[削除]

[削除]

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

ア 家畜市場の現状

名 称	開設者	登録年月日	年間開催日数			年間取引頭数(平成〇〇年度)												
			肉 用 種		乳 用 種 等	肉 用 種		乳 用 種 等	子 牛	成 牛	初生牛	子 牛	成 牛	子 牛	成 牛	初生牛	子 牛	成 牛
			子 牛	成 牛	初生牛	子 牛	成 牛	子 牛	子 牛	成 牛	初生牛	子 牛	成 牛	子 牛	成 牛	初生牛	子 牛	成 牛
			旦	旦	旦	旦	旦	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	
計	ヶ所																	

(注)1.肉用牛を取り扱う市場について記入すること。

2.初生牛とは生後1~4週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの(初生牛を除く)、成牛とは生後1年以上のものとする。

3.乳用種等については、交雑種は内数とし()書きで記入すること。

イ 具体的措置

第1の3の(6)の肉用牛の流通合理化についての記載上の注意を参考の上、家畜市場の再編整備と機能高度化を促進するための具体的措置について記述すること。家畜市場の再編整備計画のある都道府県にあっては、その計画の概要も記述すること。

[削除]

牛乳・乳製品の製造過程におけるHACCP手法の導入目標等、安全性向上のための具体的措置を記述すること。

(3) 需要の拡大

消費者に対する牛乳・乳製品の効用等の普及・啓発等、需要拡大の措置について記述すること。

(4) その他

その他乳業の合理化等に資する措置があれば記述すること。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 家畜市場の再編整備と機能の高度化

ア 家畜市場の現状

名 称	開設者	登録年月日	年間開催回数(延べ〇〇日)						年間取引頭数(平成〇〇年度)								
			肉 用 種		乳 用 種 等	(参考)		肉 用 種		乳 用 種 等	(参考)		肉 用 種		乳 用 種 等	(参考)	
			子 牛	成 牛	初生牛	子 牛	成 牛	子 牛	成 牛	初生牛	子 牛	成 牛	子 牛	成 牛	初生牛	子 牛	成 牛
			回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	頭	頭	頭	頭	頭
			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計	ヶ所																

(注)1.肉用牛を取り扱う市場について記入すること。

2.初生牛とは生後1~2週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの(初生牛を除く)、成牛とは生後1年以上のものとする。

3.乳用種等については、交雑種は内数とし()書きで記入すること。

イ 家畜市場の再編整備目標

(ア)目標年度における再編整備目標(機能の高度化等を含む。)について、具体的に記述すること。

(イ)再編整備計画のある都道府県にあっては、その計画の概要を記述すること。

(2) 地域内一貫生産の推進

区 分 区域名	現 在 (平成 年度)						目 標 (平成 年度)					
	生産子牛の仕向				肥 育 牛		生産子牛の仕向				肥 育 牛	
	① 子牛生産 頭 数	② 県内仕向 内 仕 向	② うち区域 内 仕 向	② 県外仕向 内 仕 向	① 出荷頭数	① 子牛生 産頭 数	② 県内仕 向	② うち区 域内仕 向	② 県外仕 向	① 出荷頭 数	② 子牛生 産頭 数	

(注) 子牛生産状況の変化、交通事情の改善等を勘案し区域区分を設けなくとも差し支えない。

(2) 牛肉の流通の合理化

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

二 具体的措置

第1の3の(6)の牛肉の流通合理化についての記載上の注意を参照の上、記述すること。特に、食肉処理施設のHACCP導入を促進するための具体的措置について記述すること。

[削除]

〔削除〕

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

(1) 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

第1の3の(7)の①の記載上の注意を参照の上、基本方針第1のIIの1の(1)の「担い手の育成と労働負担の軽減」の各項目の「対応・取組」を参考に、当該都道府県の実情等に応じて、担い手の育成・確保、労働負担の軽減に向けて

、重点的な取組分野とその内容等について具体的に記述すること。また、酪農及び肉用牛経営における新規就農及び離農の動向、法人化の状況等担い手の状況について、可能な限り定量的に記述すること。

(3) 牛肉の流通の合理化

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

（4）国産牛肉の需要の拡大

国産牛肉の有利性の確保と需要の拡大のための具体的措置を記述すること。

(5) その他

その他肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する必要な措置があれば記述すること。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

(2) 畜産クラスターの推進方針

第1の3の(7)の②の記載上の注意を参照の上、都道府県において展開が想定される、酪農及び肉用牛経営を中心的経営体とする畜産クラスターの継続的な取組や質の向上により、都道府県基本計画の取組の実現に資するため、

- (i) 畜産クラスターの推進の基本的な考え方
- (ii) 地域や畜種ごとの重点的な取組分野
- (iii) 畜産クラスターを推進するための各都道府県独自の方策等を具体的に記述すること。

(2) その他必要な事項

別記様式2号

〔見出し等は略〕

○○県（都道府）における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために計画案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第4項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

別記様式3号

〔見出し等は略〕

○○県（都道府）における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために計画の変更の案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

別記様式4号

表紙〔略〕

目次

I～IV〔略〕

V 飼料の自給率の向上に関する事項

〔1～4は削除〕

VI 〔略〕

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

- 1 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置
- 2 その他必要な事項

I 〔略〕

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

〔表は略〕

（注）1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

別記様式2号

〔見出し等は略〕

○○県（都道府）における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために計画案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第3項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

別記様式3号

〔見出し等は略〕

○○県（都道府）における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために計画の変更の案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第4項において準用する同条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

別記様式4号

表紙〔略〕

目次

I～IV〔略〕

V 飼料の自給率の向上に関する事項

- 1 飼料需要見込み量
- 2 飼料給与
- 3 飼料供給計画
- 4 飼料基盤の確保等

VI 〔略〕

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

I 〔略〕

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

〔表は略〕

（注）1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
 3. 「目標」欄には、平成37年度の計画値を、「現在」欄には原則として平成25年度の数値を記入すること。以下、諸表において同じ。

2 [略]

2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
 3. 「目標」欄には、平成32年度の計画値を、「現在」欄には原則として平成20年度の数値を記入すること。以下、諸表において同じ。

2 [略]

III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

方式名	経営概要								生産性指標					備考	
	経営形態	飼養形態				飼料生産				牛	1頭当たり生産量	10a	経営内粗飼料自給率	土・草	
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(うち放牧地)	作付	外部化	作付						
	現在	頭以上				(ha)				ha	kg以上	産次以上	kg以上	%以上	
	目標														

(注)「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。

III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

1 酪農経営方式

単一経営

方式名 〔特徴と なる取組 の概要〕	経営概要				生産性指標										備考					
	経営形態	飼養形態			牛		飼料					人								
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系	作付延べ面積	外部化	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率(堆肥利	経営内生産コスト	労動	経営			
	頭				(ha)	kg	産次	kg	ha		%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円

(注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。

2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。

3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

方式名	経営概要								生産性指標								備考	
	経営形態	飼養形態			飼料生産		ふん尿処理方式	牛	生産性指標				土・草					
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	放牧利用(うち放牧地)	作付体系			10a	経営内粗飼料自給率	10a	経営内粗飼料自給率	10a	経営内粗飼料自給率	10a	経営内粗飼料自給率		
現在	頭以上					(ha)		ha	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg以上	kg以上	%以上	%以上			
目標																		
現在																		
目標																		

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

方式名 〔特徴となる取組の概要〕	経営概要					生産性指標												備考				
	経営形態	飼養形態				牛				飼料				人								
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	分 姰 間 隔	初 産 月 齢	出 荷 月 齢	出 荷 時 体 重	作付体系及び単収	作付延べ面積	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産)	給与率	堆肥利用割合	生産コスト	労動	経営		
	頭					(ha)	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ha		%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円

(2) 肉専用種(又は乳用種・交雑種) 肥育経営

方式名	経営概要								生産性指標								備考	
	経営形態	飼養形態			飼料生産		ふん尿処理方式	牛				生産性指標				土・草		
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	作付体系	外部化		10a	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり等級増体量	10a	経営内粗飼料自給率	10a	経営内粗飼料自給率	

態	頭以上	ha	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg以上	kg以上	kg以上	%以上	%以上
現在目標										
現在目標										

(注) 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には肉専用繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。

(2) 肉用牛(肥育・一貫)経営

方式名 〔特徴と なる取組 の概要〕	経営概要			生産性指標																備 考			
	飼養形態			牛						飼料					人								
	経営形態	飼養頭数	飼養方式	給与方式	肥育開始月	出荷月	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付け体系	作付延べ面積	外部化	購入国	飼料自給率	粗飼料	給与率	経営内	生産コスト	労動	経営			
	頭				ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	kg	ha			%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円

(注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。

2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めないものとする。

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) [略]

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

第1の3の(4)の記載上の注意を参照の上、基本方針の第1のIIの1の(2)の「乳用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応」の各項目の「対応・取組」を参考に、当該都道府県の実情等に応じて、飼養規模の拡大、生乳生産量の増加に向けて、重点的な取組分野とその内容等について具体的に記述すること。

2 肉用牛

(1) [略]

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

第1の3の(4)の記載上の注意を参照の上、基本方針の第1のIIの1の(2)の「乳

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) [略]

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

第1の3の(4)の乳牛についての記載上の注意を参照の上、記述すること。

2 肉用牛

(1) [略]

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

第1の3の(4)の肉用牛についての記載上の注意を参照の上、肉専用種繁殖経営、肉

用牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応」の各項目の「対応・取組」を参考に、当該都道府県の実情等に応じて、飼養規模の拡大、生産性の向上に向けて、重点的な取組分野とその内容等について、対象（肉専用種繁殖経営、肉専用種肥育経営、乳用種・交雑種肥育経営及び一貫経営）を明らかにした上で、具体的に記述すること。また、キヤトル・ブリーディング・ステーション等繁殖・育成拠点の整備状況（施設数、利用農家数、受託頭数等）と見通しについて、可能な限り定量的に記述すること。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標（平成37年度）
飼料自給率	乳用牛	%	%
	肉用牛	%	%
飼料作物の作付延べ面積	ha	ha	

2 具体的措置

第2の3の(5)の記載上の注意を参考の上、草地の整備、改良及び保全に関する事項のほか、飼料の自給率の向上のための措置について具体的に記述すること。

(記載例)

- 農地の集積・団地化を進め、農地の効率的な利用を図るとともに、平成37年度までに〇〇haの草地整備を実施することを目標とする。
- 優良品種を活用した草地改良等の実施により、単収を〇kg/10aから〇kg/10aへ増加させる。
- 青刈りとうもろこし、ソルゴー等の高栄養作物の作付面積を〇〇haから〇〇haへ増加させる。
- コントラクターを活用した省力的な収穫作業やTMRセンターへの安定的な供給を推進する。
- 肉用繁殖牛を荒廃農地、水田へ放牧することによって飼料費の低減を図り、平成37年度には放牧面積〇〇haを目指す。
- 飼料用米の生産・利用を図るため、畜産農家における保管・利用施設の整備を行う。
- エコフィードの生産利用については、〇〇、〇〇の連携による利用体制を整備することにより〇〇の活用を進め、生産量（市町村外に供給される分も含む）を〇〇TDNkgから〇〇TDNkgへの増加を目標とする。
- 飼料の流通基盤の強化については、市町村内で増産される〇〇トンの飼料用米の効率的な利用が可能となるよう出荷施設や配合飼料工場の受入・加工施設等の整備を行う。

〔削除〕

専用種肥育経営、乳用種・交雑種肥育経営及び一貫経営ごとに記述すること。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料需要見込量（目標年度）

区分	頭数	1頭当たり 年間必要TDN量	粗飼料給与率	粗飼料自給率		都道府県内産飼料から 供給されるTDN量			飼料自給率 目標自給率	現在の 飼料自 給率	備考
				うち良質	うち低質	うち良質	うち低質	粗飼料	濃厚飼料	計	
乳成牛	頭	kg	%	%	%	%	%	kg	kg	kg	%

牛	育成牛												
	計												
肉牛	繁殖雌牛												
	育成牛												
牛用	計												
	肉用種												
牛	乳用種												
	交雑種												
牛	計												
	合計												

(注) 1. 区域ごとに記載する必要がある場合にあっては、区域ごとに記載すること。
 2. ①の頭数は、年間平均常時飼養頭数を記載すること。
 3. 育成牛は、繁殖用に供する目的で飼養しているもので繁殖雌牛以外のものをいう。
 4. 供給TDN量については県外に供給される分も含む。

2 飼料給与

(1) 飼料給与

[削除]

都道府県内産飼料	粗飼料	現在	目標
		TDNkg	TDNkg
牧草類(良質粗飼料)			
稲発酵粗飼料(WCS)			
野草			
稲わら			
その他			
濃厚飼料			
飼料用米			
エコフィード等			
その他			
合計			
都道府県外産飼料	粗飼料		
輸入品			
濃厚飼料			
飼料用米			
エコフィード等			
輸入品			
合計			

料
(注) 1. 都道府県全体の数値を記入すること。

2. 食料・農業・農村基本計画における平成32年度の粗飼料自給率は100%を目標としているため、これとの整合性を図る観点からすれば、上表中の粗飼料のうち輸入品の目標は、ゼロとすることが望ましい。

〔削除〕

(2) 具体的措置

エコフィード（動物性タンパク質を除く。）の飼料としての利用促進のための具体的事項を記述すること。

〔削除〕

3 飼料供給計画

(1) 飼料供給計画

区域名	区分	現在(平成 年)										目標(平成 年)										備考								
		飼料作物の作付面積				放牧面積				稲わら	飼料供給地面積		乳牛換算1頭		飼料用米作付面積	飼料作物の作付面積				放牧面積				稲わら	飼料供給地面積		乳牛換算1頭		飼料用米作付面積	
		田	畑	畑	計	野草	小計	田	畑		給地面積	当たり	け面積	田	畑	計	野草	小計	田	畑	その他	給地面積	当たり	け面積	田	畑	その他	給地面積	当たり	け面積
作付面積(ha)																														
野草地等面積(ha)																														
生産量(t)																														
生産量のTDN換算量(t)																														
10a当たり生産量(t)																														
10a当たりTDN量(t)																														

合計	作付面積(ha)																										
	野草地等面積(ha)																										
	生産量(t)																										
	生産量のTDN換算量(t)																										
	10a当たり生産量(t)																										
	10a当たりTDN量(t)																										

〔削除〕

(2) 具体的措置

ア 稲発酵粗飼料や飼料用米等の飼料作物の作付け拡大を図るための具体的な方法について記述すること。

イ コントラクターやTMRセンター等飼料生産組織の育成や粗飼料の広域流通体制の構築を図るための具体的な方法について記述すること。

ウ 放牧の推進を図るための具体的な方法について記述すること。

エ 国産稻わら等未利用資源の飼料利用の拡大を図るための具体的な方法について記述すること。

〔削除〕

4 飼料基盤の確保等

(1) 飼料基盤の造成・整備計画

(单位: ha)

(注) その他は、野草地や放牧に利用される林地等

〔削除〕

（2）具体的措置

酪農及び肉用牛経営の農地の集積・団地化の推進を図るための具体的方法について記述すること。

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

指定生乳生産者団体の取組及び都道府県計画との整合性を図りながら、流通コストの低減に資するための具体的措置について記述すること。

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

生乳流通の広域化が進展している状況や指定生乳生産者団体が主体となった集送乳の体制づくりの状況を踏まえて、指定生乳生産者団体の取組及び都道府県計画との整合性を図りながら、流通コストの低減に資するための具体的措置について記述すること。

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

〔削除〕

(1) 肉用牛の出荷

ア 肉用牛の出荷形態

	現 在 (平成 年度)						目 標 (平成 年度)						
	系 統		生 産 者		家 畜 商		系 統		生 産 者		家 畜 商		
子 牛	肥 育 牛	子 牛	肥 育 牛	子 牛	肥 育 牛	子 牛	肥 育 牛	子 牛	肥 育 牛	子 牛	肥 育 牛	子 牛	肥 育 牛
肉專用種													
乳用種													
交 雜 種													

(注) 1. 「系統」欄には、農協を通じ家畜市場、食肉センター、卸売市場等に出荷するものを記入すること。

2. 「生産者」欄には、生産者自ら家畜市場、食肉センター、卸売市場等に出荷するものを記入すること。

イ 肉用牛（肥育牛）の出荷先

〔略〕

(2) 肉用牛の流通の合理化

地域内一貫生産の推進等の肉用牛流通の合理化に係る措置について具体的に記述すること。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

(1) 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

第1の3の(7)の①の記載上の注意を参考の上、基本方針第1のIIの1の(1)の「担い手の育成と労働負担の軽減」の各項目の「対応・取組」を参考に、当該市町村の実情等に応じて、担い手の育成・確保、労働負担の軽減に向けて、重点的な取組分野とその内容等について具体的に記述すること。また、酪農及び肉用牛経営における新規就農及び離農の動向、法人化の状況等担い手の状況について、可能な限り定量的に記述すること。

(2) その他必要な事項

別記様式第5号

〔見出し等は略〕

○○市（町村）における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために計画案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第4項において準用する第2条の3第4項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

別記様式6号

〔見出し等は略〕

○○市（町村）における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために計画の変更の案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第4項において準用する第2条の3第4項及び第5項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

別記様式第5号

〔見出し等は略〕

○○市（町村）における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために計画案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第3項において準用する第2条の3第3項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

別記様式6号

〔見出し等は略〕

○○市（町村）における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために計画の変更の案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第3項において準用する第2条の3第3項及び第4項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

別紙2

集約酪農振興計画計画等の様式

〔略〕

別紙2

集約酪農振興計画計画等の様式

〔略〕